**会社法改正について**

２０１４．４．２３

船戸　明

（参考文献『会社法改正法案の解説と企業の実務対応』（清文社、菊地伸・石井裕介））

**【１】審議中の会社法改正法案**

（１）改正内容

①ガバナンスに関する改正　★★

②Ｍ＆Ａに関する改正　★

③その他の改正

（２）適用時期

　現在、国会で審議中。

　今春成立したとして、Ｈ２７／４あたりと予想されるが、早まる可能性有。

**【２】会社法制定以降の時系列**

　Ｈ１８／５：会社法施行・・・以来、大きな改正なし

　　　→附帯決議として「情報開示制度の一層の充実」「企業結合法制」

　　　→制定当初から、コーポレートガバナンスを中心に活発な議論

　Ｈ２２／２：法制審議会会社法制部会設置

　　　↓　この間、オリンパスや大王製紙の問題発覚

　Ｈ２３／１２：「会社法制の見直しに関する中間試案」

　　　↓★**社外取締役選任を義務付けるか否か**

　Ｈ２４／８：「会社法制の見直しに関する要綱案」

　　　→義務付けではなく、**選任していない場合に理由を事業報告で開示**することに。

　Ｈ２５／６：「日本再興戦略」

　　　→会社法改正法案を次期国会（Ｈ２５臨時国会）に提出と明記

　　　↓　金融機関による反社会的勢力への融資問題発覚

　　　↓★再び「義務化」に向けた強い意見

　Ｈ２５／１１：会社法改正法案閣議決定（【４】で詳述）

　Ｈ２６／２：取引所規則において、**独立役員**を少なくとも１人以上確保する努力義務

**【３】大企業の動き**

（１）日立製作所

「・・２０１２年に社外（取締役）を過半数にした。ものすごい決心だった。社内論理で社長を決められない、仕事をしない社長は社外取締役がクビにできるということだから。**経営陣にもたらす緊張感**は相当のものだ」（２０１４年３月１７日、日経新聞、川村隆会長）

（２）トヨタ自動車

「日本では取締役会を社内出身者で固める企業が比較的多い中で、創業以来初めて社外から取締役を招いたことについて、豊田氏は株主からの長年の要請を踏まえ、**経営の透明性を向上**させるために判断したと語った」（２０１３年３月７日、ウォール・ストリート・ジャーナル）

（３）キャノン

「今回、２人の方にお願いするのは**具体的な必要性**が生じたからだ。一つはＭ＆Ａ（合併・買収）への法的対応の強化。・・・もう一つは移転価格税制への対応・・・」

「義務づけでなく、現在のように選択制の方がいい。海外の制度を採り入れる時は既存の制度と並立させ、企業の自主的な選択に委ねるべきだと思う。なぜ社外取締役が必要か、個々の企業が目的を明確にすればデメリットは生じない。形式的に“お友達”を呼んだりするから問題が起こる」（２０１４年３月１０日、日経新聞、御手洗冨士夫会長兼社長）

（４）エステー

「いったん社長として成果が出始めると、権力基盤が強くなりすぎる。社内の抵抗勢力が少なくなってくるのだ。何をやっても「賛成、賛成」。経営はやりやすくなるが、物足りない。というより、本当に会社にとっていいことなのかどうかわからなくなってくる。やっぱり、人間、批判がないと方向感覚に自信がもてなくなってくるのだ。

「こんな状態のままでいたら危ないな。」そう思った僕は、**２００４年６月に委員会設置会社に移行するとともに、社外取締役を迎え入れる**ことにした。・・・**社長が暴走するぐらいの権力をもちながら、その暴走を止める仕組みも組み込む**ことにしたのだ。

　うるさそうな人にお願いしたから、いろいろとご批判を頂戴した。・・・

　社外の声を取り入れることで、独裁にも一定の制約がかかる。**うるさく言ってくれる人がいるから、安心して暴走できる**ってもんだ。」

（鈴木喬会長『社長は少しバカがいい。』ＷＡＶＥ出版、P.102）

（５）【参考】経団連経済基盤本部長阿部泰久氏（２０１２年８月６日、日経新聞）

「投資家はもうかって配当を出してくれる企業に投資する。ガバナンス（企業統治）強化で会社の価値が上がるわけではない。」

「義務付けていたら、会社法の改正自体を実現させないというのが経済界の立場だった。」

「企業運営の基本的な仕組みについて、企業が反対することをされても困る。」

**【４】ガバナンスに関する改正**

（１）主な５項目

①社外取締役を置くことが相当でない理由を株主総会で説明する義務創設

②社外取締役・社外監査役の「社外」要件の厳格化

③「監査等委員会設置会社」の創設と、委員会設置会社の名称変更

④会計監査人の選任権限を取締役会から監査役会に

⑤多重代表訴訟制度の創設

（２）株主総会での説明義務

①変更内容

　一、株主総会での説明義務

　一、事業報告にもその理由を記載

　一、株主総会参考書類にも理由を記載

②条文

「**事業年度の末日において**監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、・・有価証券報告書を・・提出しなければならないものが**社外取締役を置いていない場合**には、取締役は、**当該事業年度に関する定時株主総会**において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。」（第３２７条の２）

[Point]　議案の有無、質問の有無に関わらず説明が必要・・・初めて。

③時系列と適用時期

　　２６／４　　２６／６　　　２７／３　　２７／６　　　２８／３　　２８／６

　－－－｜－－－－－｜－－－－－－｜－－－－－｜－－－－－－｜－－－－－｜－

　　　　　　　　　　　　　　　　　●施行－－－－－－－－－－－－－－－－－－

　　　　　　　　　定時総会　　　　　　　　★定時総会　　　　　　　★定時総会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（理由説明）　　　　　（事業・書類）

④「理由」について

・社外監査役が２名いるだけでは理由にならない

・「必要がない理由」、ではなく、「**相当でない理由**」

⑤改正法附則

・施行後２年経過後、

・社外取締役の選任状況等を勘案し、

・必要があると認めるときは、

・社外取締役を置くことの義務付け等の措置を講ずる

（２）社外要件の厳格化

①変更内容

　現行：会社の業務執行取締役、執行役、その他の使用人でない人

　　　　子会社の業務執行取締役でない人

　　　　過去に、そのいずれにもなったことがない人

　改正１）厳格化

　　・**親会社**の取締役、監査役、執行役、その他の使用人でない人

　　　→現任の親会社取締役や財務部長は、子会社の社外取締役になれない。

　　　→親会社社外監査役は、子会社社外監査役を兼任できない。

　　・**兄弟会社**の業務執行取締役でない人

　　　→業務執行に携わっていなければ、兼任可能。

　　・重要な使用人の、**配偶者及び２親等内の親族**でない人

　改正２）緩和

　　・過去要件を、１０年以内に限定。

　　※厳格化された３者について、過去要件はない。

②適用時期

　選任：施行日以降の総会から

　現職者：施行日以降、最初に到来する事業年度にかかる定時株主総会終結までは社外

　　　　　取締役、社外監査役として在任可能

（３）監査等委員会設置会社の創設

①変更内容

　　現行：監査役会設置会社　or　委員会設置会社

　　　↓

　　改正：監査役会設置会社　or　指名委員会等設置会社　or　監査等委員会設置会社

②委員会設置会社の現状

・経営と執行の分離

・採用しているのは５７社

・指名、報酬、監査の各委員会で構成され、社外取締役が過半数

・指名、報酬の部分での抵抗もあり、十分浸透せず

③監査等委員会設置の趣旨、内容

・監査役会を設けず、

・取締役会の一組織として、社外取締役が過半数の監査等委員会を設置

・監査等委員となる取締役の地位は、監査役に近いものとして設計

・監査機能は、従来の委員会設置会社の監査委員会に近いものとして設計

・「等」の意味

　　他の取締役の選解任への意見陳述権あり

　　他の取締役の報酬についての意見陳述権あり

④メリット

・社外取締役を置く場合の「社外」最低必要人数

　　監査役会設置会社・・・・社外監査役２名＋社外取締役１名＝３名

　　監査等委員会設置会社・・社外取締役２名

⑤比較（参考文献、日経新聞２０１４年１月２７日より）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 監査等委員会 | 監査委員会 | 監査役会 |
| 構成員 | 取締役 | 監査役 |
| 人数 | ３人以上 |
| 任期 | ２年 | １年 | ４年 |
| 社外要件 | 過半数 | 半数以上 |
| 常勤 | 不要 | 必要 |
| 解任 | 特別決議 | 普通決議 | 特別決議 |
| 選任・解任・辞任の意見陳述 | 可 | 不可 | 可 |
| 他の取締役の選任・解任への意見陳述 | 可 | 不可 | 不可 |
| 報酬等 | 別枠 | 同枠 | 別枠 |
| 報酬等への意見陳述 | 可 | 不可 | 可 |
| 他の取締役の報酬等についての意見陳述 | 可 | 不可 | 不可 |
| 株主総会に法令違反報告義務 | あり | なし | あり |
| 報告徴収・調査権限 | あり | あり | 監査役個人にあり（独任制） |

（４）会計監査人の選任権限

①変更内容

　　選任等の議案の内容決定：取締役会→監査役会

　　報酬の決定：取締役会のまま変更なし

　　→現状、監査役会は選任、解任、不再任の議案の内容に同意権を有するのみ

②趣旨

　意見対立した会計監査人を、取締役が交替させることを防止し、会計監査人の独立性をより確保する。

③適用時期

　施行日以降に招集手続が開始されるもの。

（５）多重代表訴訟制度の創設

①変更内容

・**親会社株主**が、子会社の取締役等に対して、直接、責任追及が可能に。

・ただし、完全親子関係であること、子会社株式の帳簿価額が親会社総資産の５分の１超であること、などの要件あり。

②趣旨

　現状では、子会社で何か問題、損害が発生した場合に、人的関係から、責任追及すべき立場にある親会社から子会社等への責任追及がなされず、**親会社株主の保護が不十分**となる。ただし、一方で、グループ経営への支障や権利濫用を懸念する声もあり。

　　↓

　導入はしたものの、条件は限定的

③要件

・最終完全親会社の株主であること

　→子会社に少数株主がいるのなら、その少数株主に責任追及を委ねる

・最終完全親会社の総株主の議決権の１００分の１以上保有

・最終完全親会社の発行済株式（自己株式除く）の１００分の１以上保有

　→あくまで間接的な責任追及なので、少数株主権とする理由有

・公開会社の場合、６ヶ月前から引き続き、上記いずれかの要件を満たす必要

④要件充足が必要な時点

　　　　　　　　　　　　　　責任原因事実発生時　　提訴請求時

　完全親子会社関係　　　　　　　　　○　　　　　　　　○

　総資産額の５分の１超　　　　　　　○　　　　　　　　×

　１００分の１保有　　　　　　　　　×　　　　　　　　○

　６ヶ月保有　　　　　　　　　　　　×　　　　　　　　○

**【５】Ｍ＆Ａに関する改正**

（１）主な７項目

①第三者割当増資

②子会社株式譲渡

③キャッシュ・アウト法制の整備

④組織再編に対する差止請求の整備

⑤株式買取請求制度の改正

⑥人的会社分割に際しての準備金計上の廃止

⑦会社分割における債権者保護の強化

（２）第三者割当増資

①変更内容

・募集株式の割当、自己株式処分、新株予約権割当により、

・引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる場合、

・株主に対して引受人の氏名等を通知または公告し、

・２週間以内に総株主の議決権の１０分の１以上を有する株主が反対の場合、

・株主総会普通決議による承認が必要

②趣旨

　現状では、有利発行でない限り、株主総会決議不要。その結果、支配株主が変わるような大規模な第三者割当も取締役会でできてしまい、株主が取締役を選ぶのではなく、**取締役が株主を選べる**ことになってしまう。

　ただし、株主総会を開いていては、会社の存立が危ぶまれるような緊急の場合は不要。

③適用時期

　施行日以降に、募集事項の決定があった割当てから。

（３）子会社株式譲渡

①変更内容

・子会社株式の帳簿価額が総資産の５分の１を超える子会社について、

・議決権の過半数を失うこととなる譲渡をする場合、

・**株主総会特別決議**による承認が必要

②趣旨

　事業譲渡に関する規律（株主総会承認、反対株主の株式買取請求等）を適用。**会社分割により事業の一部を別会社に切り出したうえで、この別会社株式を譲渡する場合**にも適用。

③適用時期

　施行日以降に、子会社株式の譲渡に関する契約が締結された場合から。

（４）キャッシュ・アウト法制の整備

①変更内容

・**株式等売渡請求制度**の創設

　→９０％以上の株式保有すれば、残りの株式全部を強制的に買い取ることが可能に。

・全部取得条項付種類株式の取得に関する規律の見直し

・株式併合に関する規律の見直し

②趣旨

　権利保護手続（事前備置、事後備置、差止請求等）を整備した上で、株主総会手続不要（対象会社の承認は必要）な選択肢を増やす。

（５）組織再編に対する差止請求の整備

①変更内容

・簡易組織再編以外の組織再編に対して、

・株主が不利益を受けるおそれがあるときは、

・差止請求可能に。

・合わせて、総会決議が必要な全部取得条項付種類株式取得、株式の併合、組織再編、についても一定の場合に差止請求可能に。

②趣旨

　現行の会社法で組織再編の効力を争う手段には、吸収合併無効の訴え等あり。ただし、事後的な効力否定は、混乱のおそれあり。

③適用時期

（組織再編）施行日以降に契約を締結した組織再編等。

（全部・併合）施行日以降に株主総会招集手続開始された場合から。

（６）株式買取請求制度の改正

①変更内容

・組織再編の際に株式買取請求ができる場合を限定。

　→具体的には、以下の株主は請求不可に。

　　　簡易吸収合併の存続会社の株主

　　　簡易吸収分割の承継会社の株主

　　　簡易株式交換の完全親会社の株主

　　　簡易事業譲渡の譲受会社の株主

・端数の生じる株式併合について、株式買取請求権を新たに認める。

②趣旨

　買取請求権の濫用を防止し、機動的な組織再編可能に。

③適用時期

（組織再編）施行日以降に契約を締結した組織再編等。

（併合）施行日以降に株主総会招集手続開始された場合から。

（７）人的会社分割に際しての準備金計上の廃止

①変更内容

・人的会社分割に際して、

・剰余金配当額の１０分の１を準備金に積み立てる必要がなくなる。

②趣旨

　利益を超えて分配を認める分割型分割について、利益の留保を義務付けるのは整合性がない。

③適用時期

　施行日以降に吸収分割契約を締結し、または新設分割計画を作成した会社分割から。

（８）会社分割における債権者保護の強化

①変更内容

・分割会社に残された債権者について、

・**詐害的な会社分割**が行なわれた場合、

・詐害の範囲で**承継会社や新設会社に請求できる。**

・事業譲渡も同様

・人的分割の場合は不可（必ず債権者保護手続あり）

②趣旨

　分割会社に残された債権者は、債権者保護の対象外。そこで、詐害行為取消し、法人格否認、会社法２２条１項の商号続用責任の類推適用などを主張し、裁判を提起。平成２４年１０月１２日、最高裁は、詐害的な会社分割を詐害行為取消権の行使で取り消すことができると判断。そこで会社法改正し、**裁判によらずとも債権者の保護を図る**ことに。

③条文

「・・吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継されない債務の債権者を害することを知って吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。」（第７５９条第４項）

④「害する」の意味

　期待される弁済率が会社分割によって低下した場合

⑤適用時期

　施行日以降に事業譲渡契約または吸収分割契約を締結するか、会社分割計画を作成した事業譲渡または会社分割から。